

## 議案第1号

### 飯能市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第16条第2項第1号エ中「第28条」を「第29条」に改める。

第17条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

平成29年2月16日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)</u> に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5)～(6) 省略</p> <p>(訂正又は利用停止の請求)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 何人も、実施機関が保有する自己情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対して当該各号に定める自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 当該自己情報の利用の停止又は消去 ア～ウ 省略 エ <u>番号法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5)～(6) 省略</p> <p>(訂正又は利用停止の請求)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 何人も、実施機関が保有する自己情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対して当該各号に定める自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 当該自己情報の利用の停止又は消去 ア～ウ 省略 エ <u>番号法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項</p>

に規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき。

(2) 省略

3 省略

(個人情報の提供先への通知)

第17条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

に規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき。

(2) 省略

3 省略

(個人情報の提供先への通知)

第17条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第四百五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年五月三十日とする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎  
総務大臣 山本 早苗

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條第二項、第十條及び第十二條の規定 公布の日  
二 第一條及び第四條並びに附則第五條、第六條、第七條第一項及び第三項、第八條、第九條、第十三條、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

三 第六條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九條第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五條、第十六條、第十九條及び第二十九條の規定 番号利用法附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日  
四 次條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
五 第三條及び第六條（番号利用法第十九條第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第二十四條及び第三十六條の規定 番号利用法附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日  
六 第七條並びに附則第十四條、第十七條及び第二十條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（通知等に関する経過措置）  
第二条 第二条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三條第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

（外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置）  
第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四條の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同條の同意があつたものとみなす。

（主務大臣がした処分等に関する経過措置）  
第四条 施行日前に第二條の規定による改正前の個人情報保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六條又は第四十九條に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して行われている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対して行われた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）  
第五条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四條の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、第二号施行日以後は、第四條の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法（旧番号利用法第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して行われている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（新番号利用法第二十九條第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。）又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対して行われた申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（委員等又は委員の任命等に関する経過措置）  
第七条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一條の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四條第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五條第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四條第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日以前においても行うことができる。

3 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

（守秘義務に関する経過措置）  
第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）  
第九条 この法律（附則第一條第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たつての配慮）  
第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八條に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たつては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二條第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第二十一条第二項第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。  
 第二十三条第二項第一号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項第三号中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同項第四号中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

第五十六条第一項中「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三から第五十五条まで」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十五条中「第四十七条から第五十一条まで」を「第四十八条から第五十二条まで」に改め、同条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とする。

第五十三条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。  
 第五十二条中「第三十三條第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とする。

第四十九条中「第二十五条」の下に「(第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。

第八章中第四十六条を第四十七条とし、第四十二条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げる。  
 第七章中第四十一条を第四十二条とする。

第四十条中「第三十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同条を第四十一条とする。  
 第三十九条第一項中「第四十一条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十条とし、第三十八條を第三十九条とする。

第六章中第三十七條を第三十八條とし、第三十六條を第三十七條とする。  
 第三十五条中「第十九條第十二号」を「第十九條第十三号」に改め、同条を第三十六條とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三條を第三十四条とし、第三十二条を第三十三條とする。

第五章第二節中第三十一条の二を第三十二条の二とし、第三十一条を第三十二条とする。  
 第三十条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を「第二項」の下に「(これらの規定を同法第二十六條において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第二十三條第三項の下に」(第二十六條において準用する場合を含む。))」を加え、同項の表第三十五條の項中「第二十三條第三項」の下に「(同法第二十六條において準用する場合を含む。))」を、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を加え、同条第三項の表第二十六條第二項の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表第三十五條の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を加え、同条第四項の表第二十六條第一項の項中「第二項」の下に「(これらの規定を同法第二十六條において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項の表第二十六條第一項の項中「第二項」の下に「(これらの規定を同法第二十六條において準用する場合を含む。)」を加え、同表第三十五條の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十九条第一項中「第二十三條」の下に「(第二十六條において準用する場合を含む。)」を加え、同項の表第三十六條第一項第一号の項中「第二十九條第一項」を「第三十条第一項」に「第二十八條」を「第二十九條」に改め、同条第二項中「第二十三條第一項及び第二項」の下に「(これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。以下同じ。))」を加え、同項の表第二十六條第二項の項中「第二十九條第一項」を「第三十条第一項」に改め、同表第三十六條第一項第一号の項中「第二十九條第二項」を「第三十条第二項」に「第二十八條」を「第二十九條」に改め、同条を第三十条とする。

第五章第一節中第二十八條の四を第二十九條の四とし、第二十八條の三を第二十九條の三とする。  
 第二十八條の二中「第三十一条の二」を「第三十二条の二」に改め、同条を第二十九條の二とする。

第二十八條中「第十九條第十一号から第十四号まで」を「第十九條第十二号から第十五号まで」に改め、同条を第二十九條とする。

第二十七條第三項中「第三十四條第一項」を「第三十五條第一項」に改め、同条第五項中「第二十九條第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第六項中「第十九條第七号」の下に「若しくは第八号」を加え、「同号」を「これら」に改め、同条を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とする。

第四章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。  
 (第十九條第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九條第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九條第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九條第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報の提供が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四條中「情報提供等事務(第十九條第七号」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九條第八号」と、「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

附則第三條の二に次の一項を加える。  
 2 日本年金機構は、第十九條第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

別表第一の二の項中「支給」の下に、「保健事業若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の四の項中「遺族前払一時金の支給」の下に、「保健事業若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の六の項の次に次のように加える。

六の二 厚生労働大臣  
 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の十五の項中「昭和二十五年法律第四百四号」を削り、同表の二十二の項中「又は」を「若しくは」に改め、「支給」の下に「又は福祉事業の実施」を加え、同表の二十八の項中「支給」の下に「又は福祉事業の実施」を加え、同表の三十の項中「又は保険料の徴収」を、「保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表の三十九の項中「若しくは年金である給付」の下に「支給若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の五十九の項中「又は保険料の徴収」を、「保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表の六十一の項の次に次のように加える。

六十一の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八條第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長  
 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

六十一の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八條第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長  
 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

第七十三条中「第五十一条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第五十六条とする。  
 第七十四条中「第五十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第五十七条とし、第七十五条を第五十八条とする。  
 第七十六条中「第六十七条から第七十二条まで」を「第五十一条から第五十五条まで」に改め、同条を第五十九条とする。

第七十七条第一項中「第六十七条、第六十八条、第七十条又は第七十三条から第七十五条まで」を「第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五十六条から第五十八条まで」に改め、同条を第六十条とする。  
 附則第三条の次に次の一条を加える。  
 (日本年金機構に係る経過措置)

第三条の二 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。  
 附則第五条中「前三条」を「附則第二条から前条まで」に改める。  
 附則第六条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第八項までを二項ずつ繰り上げる。

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に、「第三十六条―第四十一条」を「第三十二条―第三十七条」に、「第四十二条―第四十五条」を「第三十八条―第四十一条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第五十一条―第六十条」を「第四十七条―第五十六条」に改める。

第二条第四項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第八項中「第五十一条」を「第四十七条」に改め、同条第十五項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第十四条第二項中「第五十一条」を「第四十七条」に改める。

第十九条第十一号中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第十二号中「第三十九条」を「第三十五条」に改める。

第二十七条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第二十八条の二中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に改める。

第二十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条第五項」に、「保有する」を「保有し、又は保有しようとする」に、「並びに第二十三条」を「第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条まで」に改め、同項の表第二十七条第二項の項中「第二十七条第二項」を「第三十条第三項」に改め、「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条」を加える。

第三十一条中「個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)」を「個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者」に改める。  
 第三十二条の前の見出し及び同条から第三十五条までを削り、第三十五条の二を第三十一条の二とする。

第三十六条中「場合において、」の下に「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における」を加え、第六章中同条を第三十二条とし、第三十七条を第三十三条とし、第三十八條から第四十一条までを四條ずつ繰り上げる。

第七章中第四十二条を第三十八条とする。  
 第四十三条第一項中「第四十五条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十四条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十条とし、第四十五条を第四十一条とする。

第八章中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条までを四條ずつ繰り上げる。

第九章中第五十一条を第四十七条とし、第五十二条から第五十五条までを四條ずつ繰り上げる。

第五十六条中「第三十七条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十七条中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。

第五十九条中「第五十一条から第五十五条まで」を「第四十七条から第五十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第六十条第一項中「第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五十六条から第五十八条まで」を「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」に改め、同条を第五十六条とする。

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条―第二十八条の四」を「第二十七条―第二十九条の四」に、「第二十九条―第三十一条の二」を「第三十条―第三十二条の二」に、「第三十二条―第三十七条」を「第三十三条―第三十八条」に、「第三十八条―第四十一条」を「第三十九条―第四十二条」に、「第四十二条―第四十六条」を「第四十三条―第四十七条」に、「第四十七条―第五十六条」を「第四十八条―第五十七条」に改める。

第二条第八項中「第四十七条」を「第四十八条」に改め、同条第十四項中「情報提供者」の下に「並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を「行われる第十九条第七号」の下に「又は第八号」を加え、同条第十五項中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第九条第五項中「第十九条第十一号から第十四号まで」を「第十九条第十二号から第十五号まで」に改める。

第十四条第二項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第十九条第一号中「とき」の下に「(個人番号利用事務実施者が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるときにその者の個人番号を提供する場合にあつては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。)」を加え、同条第二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 条例事務関係情報照会者(第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人情報番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。))に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記載されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供を受けるとき。

提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供を受けるとき。

# 参考

## (抜粋)

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年九月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 法律第六十五号

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第五十条―第五十五条)」を「第五章 個人情報保護委員会(第五十条―第六十条) 罰則(第五十六条―第五十九条)」を「第六章 雑則(第六十条―第七十二条) 罰則(第七十三条―第七十八条)」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「有用性」を「適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性」に改める。

第七十七条第三項中「消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し」を「個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について」に改める。

第三十五条第二項中「第五十条第一項各号」を「第六十六条第一項各号」に改める。

第五十八条第一項中「前二条」を「第七十四条及び第七十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十七条を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十六条 第七十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第七十三条 第六十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六章を第七章とする。

第五十五章中第五十五条を第七十二条とし、第五十四条を第七十一条とする。

第五十三条第一項中「内閣総理大臣」を「委員会」に改め、「平成十一年法律第八十九号」を削り、「一次条」を「第七十一条」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「委員会」に、「毎年度」を「毎年」に、「取りまとめ、その概要を公表する」を「取りまとめる」に改め、同条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国会に対する報告)

第七十条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第五章を第六章とし、第四十九条の次に次の一章を加える。

### 第五章 個人情報保護委員会

第五十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第五十一条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人情報利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。))第十二条に規定する個人情報利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。

(所掌事務)

第五十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 基本方針の策定及び推進に関すること。  
二 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第五十四条第四項において同じ。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。  
三 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関すること。

四 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。  
五 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。  
六 所掌事務に係る国際協力に関すること。  
七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第五十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第五十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第五十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ、

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。